

今後のがん登録部会の開催方針について（案）

1 令和元年度部会の開催及び情報提供に係るスケジュール

	利用申請期間	部会開催時期	審査結果通知
第1回	～5月末日	7月26日	8月上旬（予定）
第2回	～11月末日	1月（予定）	2月上旬（予定）

- ・千葉県ホームページ（資料 1-2）にスケジュールを掲載する予定。
- ・利用申請及び審議すべき議題がない場合、部会は開催しない。
- ・部会開催のための日程照会は、開催の2か月前程度に行う。
- ・令和2年度以降は、今年度の状況を基にスケジュールを検討し、委員に確認した上で決定する。

2 がん登録部会での審議案件及び開催方法について

(1) 提供する情報

- ①全国がん登録において千葉県知事が行う、都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報（2016年症例以降）…必須
※ただし、2都道府県以上にまたがる情報を利用する場合の申請先は国立がん研究センターとなる。
- ②千葉県がん登録事業における千葉県がん情報及び匿名化が行われた千葉県がん情報（2015年症例以前）…事務局では判断が困難な場合

(2) 提供先（利用対象者）

- ① 都道府県（法第18条）：がん登録報告書の作成等に利用
- ② 市町村（法第19条）：がん検診の精度管理等に利用
- ③ 研究機関（法第21条）：がんの調査研究への利用

(3) 書面開催

- ① 過去に利用を応諾した申請者から、軽微な変更申請があった場合
 - ・公表方法や集計様式を変更する場合（重大な変更を除く）
 - ・利用期間を延長する場合
 - ・セキュリティ要件を変更する場合（重大な変更を除く）
- ② 過去に利用を応諾した申請者から、同一の内容で違う診断年の利用申請があった場合

3 がん登録部会における会議の非公開について

がん対策審議会の会議及び資料は原則公開であるが、がん登録部会におけるがん情報の提供に係る審議については、以下の不開示情報が含まれるため、非公開とする。

- ・利用申請者の氏名や勤務先・役職等の個人情報（千葉県情報公開条例第2号）
- ・利用申請者の計画している研究内容（同条例第3号）
- ・利用場所や安全管理措置状況に関してのセキュリティ情報（同条例第4号）

千葉県情報公開条例

第八条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

第二十七条の三 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で当該附属機関及びこれに類するものにおいて公開しないことと決定したときは、この限りでない。

一 不開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合

二 公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

千葉県がん対策審議会運営要綱

第6条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定により、その会議の全部または一部を公開しないことができる。